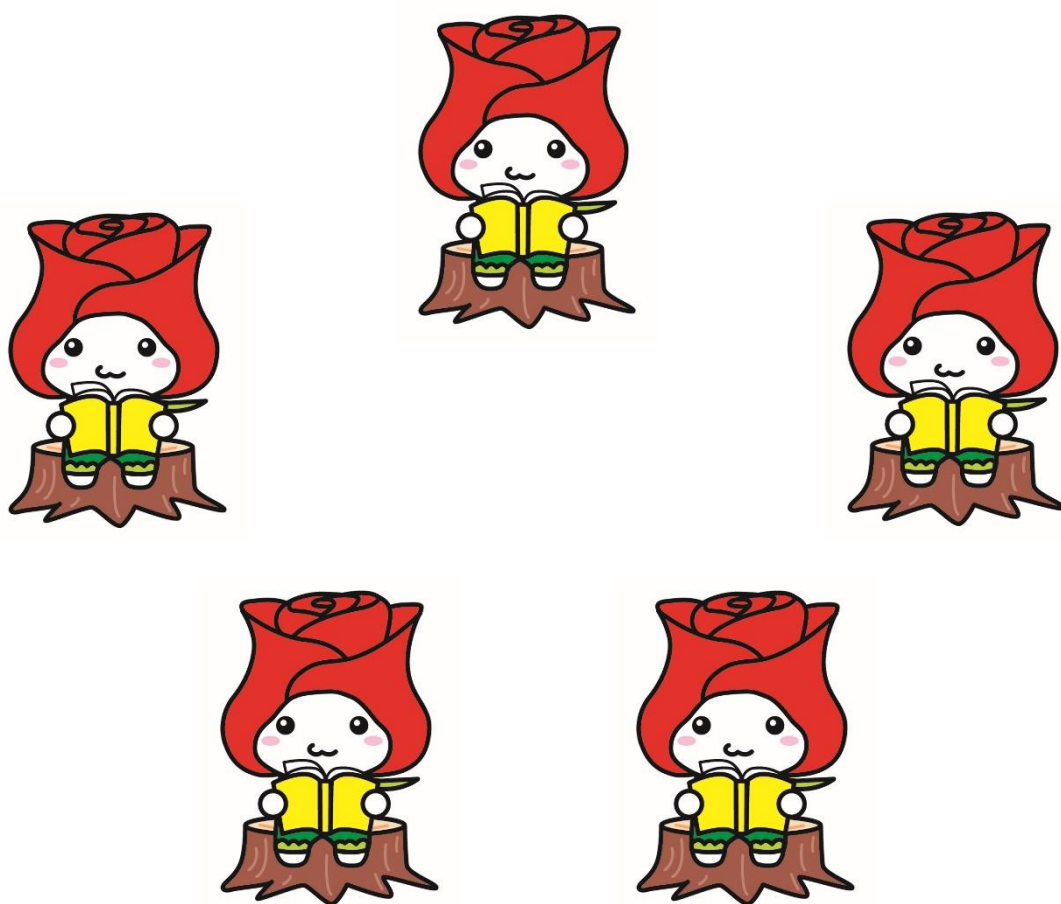


第5期

玉村町子ども読書活動推進計画



令和7年3月

玉村町教育委員会

はじめに

近年、子どもの生活環境が大きく変化し、「読書離れ」「活字離れ」が進んでいます。
また、地域に根差した書店が減少しています。

子どもの読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

また、子どもの自主的な読書を通じて得られる、自ら学ぶ楽しさや知る喜びの経験は、知的探究心や真理を求める態度を培い、子どもが自ら考え、行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機になります。

そのため、家庭、学校、地域などのそれぞれが自らの役割を果たしていくことが必要になります。

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されたことを受けて、県では平成16年3月に「群馬県子ども読書活動推進計画」を、町では平成17年2月に「第1期玉村町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

それ以来、第2～4期計画と引き継ぎ、このたび策定した「第5期玉村町子ども読書活動推進計画」では、当初の理念を引き継ぎながら計画の内容をより充実させてまいります。

令和7年3月

玉村町教育委員会

第5期玉村町子ども読書活動推進計画

玉村町教育委員会

はじめに	1
もくじ	2
第1章 計画策定の趣旨	3
第1 計画策定の目的	
第2 計画の期間	
第3 計画の構成	
第4 計画の対象	
第2章 計画推進のための具体的な取組	5
第1 家庭・地域等における読書活動の推進	5
第2 町立図書館における読書活動の推進	6
第3 特別な支援を必要とする子どもの活動への配慮	7
第4 児童館における読書活動の取組・成果	8
第5 幼稚園、保育所における取組・成果	8
第6 学校における取組・成果	9
第3章 読書活動の啓発と関係機関等の連携・協力	11
第1 読書活動に関する理解と関心の普及	11
第2 学校（図書館）、公共図書館、地域ボランティアの連携・協力	11

第1章 計画策定の趣旨

第1 計画策定の目的

玉村町子ども読書活動推進計画は、玉村町のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように、「子ども読書活動の推進に関する法律（第9条第2項）」及び「群馬県子ども読書活動推進計画」に基づいて策定した計画であり、玉村町における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すことを目的とします。

参考（「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月12日）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

第9条

2項 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3項 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

第2 計画の期間

第5期玉村町子ども読書活動推進計画の対象期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和7年度……第5期玉村町子ども読書活動推進計画の周知

令和8年度

令和9年度

令和10年度

本計画に掲げた諸施策の展開

令和11年度……本推進計画の成果と課題、次年度以降の計画策定

第3 計画の構成

玉村町子ども読書活動推進計画では、以下3つを計画推進の柱として、玉村町の実情を踏まえ施策の方向性を示します。

- 1 家庭・地域等における読書活動の推進
- 2 学校等における読書活動の推進
- 3 読書活動の啓発と関係機関等の連携・協力

第4 計画の対象

この計画中の『子ども』はおおむね18歳未満の子どもを対象とします。

第2章 計画推進のための具体的な取組

第1 家庭・地域等における読書活動の推進

1 家庭・地域等における読書活動の現状

○地域子育て支援センターでは、家庭では経験できない大型絵本や飛び出す絵本などの、本を読む楽しさを感じられるような機会を提供しました。

○地域子育て支援センターでは、読み聞かせを楽しみに来館する親子が増え、絵本コーナーで絵本に触れる姿がみられるようになりました。

○毎年秋に開催される原画展に合わせて「絵本の読み聞かせ会」を行いました。原画展にはたくさんの方々に入場していただき、絵本の読み聞かせ会も大変好評でした。

○保健センターで行っている4カ月児健診におけるブックスタート事業と、1歳6カ月児健診におけるブックスタートフォローアップ事業では、毎年多くの親子が参加しており、「絵本の読み聞かせ」を行い、親子でふれあいながらの読書の習慣づけの大切さを感じていただくことができました。

2 家庭・地域における課題

子どもが本に親しむようになるには、その環境づくりが大切です。親子のふれあいを通して読み聞かせや読書の習慣づけをすることの重要性を感じ、保護者自身も読書をする、子どもにもその機会を提供することを意識的に行う必要があります。地域子育て支援センターでは、読書活動を推進する団体やボランティアとともに親向けの絵本紹介のイベントを実施することが求められています。

また、子ども読書活動を推進する団体やボランティアや保護者等に対して、読書活動についての必要な知識・技術を習得するための機会や活動の場を提供することが必要です。

3 家庭・地域における今後の方向性

家庭における読書活動を推進するために、ブックスタート事業を充実させます。

地域子育て支援センターでは乳幼児でも参加できるイベントを工夫し、親子で楽しみながら読書に関われるよう取組を進めていきます。

地域で活動しているボランティアグループ等との連携を強化し、子どもと保護者が読書に親しむ機会を提供します。

第2 町立図書館における読書活動の推進

1 町立図書館における読書活動の現状

- 魅力的な蔵書をそろえ、また子どもが安心して自由に読書を楽しむことができる居場所を提供することができました。
- 小学生向けに「読書思い出帳」を導入しました。
- 学校における調べ学習などへの資料相談、子どもや教職員の資料要求に応えることができました。
- 必要に応じて学校訪問を行い、情報提供や意見交換を行いました。
- 年4回の四季に応じたおはなし会や、毎週水曜日及び土曜日に絵本コーナーで読み聞かせを実施して好評でした。
- 保護者向けの子どもへの本の選び方や与え方の講座、読み聞かせボランティア向けの本の選び方などの講座を開催し、読み聞かせの大切さを実感していただきました。
- 「子ども読書感想文」用課題図書を提供しました。
- 子ども向けの映画会を年3回実施しました。
- 図書館職員や学校図書整理員の資質向上のための研修会を実施しました。
- 相互貸借制度を使い、県立図書館や他の公共図書館との連携により所蔵していない資料の利活用を充実させました。

2 町立図書館における読書活動の課題

子どもたちには「町立図書館で、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選んで、読書を楽しめる」という意識を、保護者には「町立図書館で、子どもに読ませたい本や子どもの読書について相談できる」という意識を高める必要があります。

そのためにも、いままで町立図書館を利用したことのない子どもとその保護者にも利用してもらうためにイベント内容を工夫して、読み聞かせ会、講座、展示会等をより魅力的なものにすることにより町立図書館への来館者を増やし、地域における子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

3 町立図書館における読書活動の今後の方向性

今後も子どもの発達に応じた蔵書の充実を図ります。

話題の本や、季節・イベント等に合わせた特設コーナーを設け、新たな本と出合えるような機会を提供します。

多文化にふれる機会となるような、外国語によるおはなし会の開催や、外国語で書かれた絵本や資料を収集します。

町立図書館をさらに利用してもらうため、図書利用カードの発行を促進します。

従来の広報活動の他、チラシやインターネットやSNS等を利用した情報発信を研究し、図書館の活動等を周知させます。

第3 特別な支援を必要とする子どもの活動への配慮

1 特別な支援を必要とする子どもの活動の現状

○障がいなど様々な理由により読書活動に困難をきたす子どもに対して、点字資料や大活字本、録音資料、手話や字幕入り映像資料等の整備・提供を進めています。

○施設や設備でのバリアフリー化に関しては、障がい者用トイレの整備や便器の洋式化を徐々に進めています。

2 特別な支援を必要とする子どもの活動の課題

現在、様々な障がいに応じたきめ細かなサービスが必要とされています。ニーズをくみ取り「図書館には様々な資料があって、楽しく利用しやすいところ」という認識を広めて利用しやすくする工夫が必要です。

3 特別な支援を必要とする子どもの活動の今後の方向性

特別な支援を必要とする子ども達の利用を増やすためにも、現在ある資料等の情報を周知し、一層の資料の整備・提供を図っていきます。

もっと利用しやすい図書館にするため、様々なバリアフリー化を図ります。

第4 児童館における読書活動の取組・成果

1 児童館における読書活動の現状

○異年齢交流として、夏休みなど長期休業日には子ども達が当番で読み聞かせを行いました。

○児童館と小学校とで、児童の学習や読書活動の現状等に関する情報交換を実施し、児童に寄り添った支援を行いました。

2 児童館における読書活動の課題

平日は年齢や学年により利用時間が異なるため、発達段階に応じた絵本の選定と興味を高めていけるような環境を設定することが必要です。

児童館と各小学校とでの情報交換は児童の学習や読書活動に特化したものではないため、読書活動の推進という点では課題が残ります。

3 児童館における読書活動の今後の方向性

児童館で行われる行事を通して、子どもが読書に親しむ機会を与えます。

児童館職員と学校教職員が子どもに対して共通の狙い・方法で子どもたちに働きかけることができるよう、情報交換に努めます。

第5 幼稚園、保育所における取組・成果

1 幼稚園、保育所における現状

○幼児期に読書の楽しさと出会うため、ゆったりとした雰囲気の中で年齢に応じた読み聞かせを行い、絵本や物語に親しむ機会を提供できました。

○幼稚園では保護者ボランティアによる読み聞かせを年4回実施しました。

○保育所では絵本月刊誌の購買や、通信等で絵本を通じて親子のスキンシップの時間の大切さを働きかけました。

○毎週1回図書の貸し出しを行い、読書習慣につなげました。

○幼児が絵本に日常的に関われるよう、図書コーナーなどの工夫をしました。

2 幼稚園、保育所における課題

保護者に向けて家庭での読み聞かせの意義や大切さについて啓発していますが、家庭により意識の差があります。引き続き啓発に努めていきます。

図書購入の予算が限られている中での蔵書の拡大が望まれます。

3 幼稚園、保育所における今後の方向性

幼稚園や保育所からの通信等で読み聞かせの大切さと楽しさを引き続き啓発していく必要があります。

町立図書館の古本市などを有効利用して、蔵書数を増やします。

子どもが絵本に日常的に関われるように、自由に本を手にとれる環境を整備していきます。

第6 学校における取組・成果

1 学校における現状

○児童生徒に一人一台のタブレット端末が配備され、学習や情報収集等での活用が急速に進んでいます。

○各学校の図書主任と図書整理員が図書委員会を指導し、さまざまな工夫を加えることで児童生徒の図書館利用の促進を図っています。

○読書感想文や読書感想画への取組の際に学校推薦図書の紹介をしたり、国語の授業で読書指導をしたりすることで、意図的・計画的な読書指導を行いました。

○小学校では保護者や地域のボランティアの協力で、定期的な読み聞かせを実施しました。

○図書主任会を開催して情報交換を行い、図書館活用や読書指導の質的向上を図りました。

○蔵書管理システムを活用することによって蔵書管理が正確になり、図書の検索や整理、貸出等を簡単に行うことができるようになりました。

○児童生徒の要望に沿った蔵書の拡大を図りました。

○教科等の調べ学習や読書指導の時間などで、意図的・計画的に図書館を活用しています。

○図書整理員の研修会への参加や情報交換などにより、資質向上を図りました。

○「学習・情報センター」としての機能の充実に取り組んだ結果、低学年の調べ学習において活用が図れました。

○図書委員会の児童生徒が本の貸し出しをしたり、小学校5・6年や中学校でビブリオバトルを実施したりすることで、児童生徒の意欲は高まりつつあります。

2 学校における課題

小学校・中学校においては、児童生徒の発達状況に応じて読書活動を推進し、読書習慣を身に付けさせることが重要です。そのためには多様な経験を有する地域の人やボランティアの協力を得ながら、読書活動をさらに活発化していく必要があります。組織的・計画的な読書活動の推進が必要です。

また、ボランティアの高齢化に伴い、ボランティア不足が課題です。ホームページボランティア募集のチラシを掲載してボランティアの確保に努めていますが、ボランティアが増えていないことも課題です。

3 学校における今後の方向性

児童生徒が読書を通して知識や思考力を身に付けたり、豊かな人間性を育んだりできるよう、読書習慣を身に付けるための取組を継続していきます。そのための案のひとつとして、音楽アプリのように本を読んでいる人におすすめの本が紹介できるシステムが構築できるとよいと考えます。または、そのようなサイトを紹介することも価値があります。

学校図書館をより多くの児童生徒に利用してもらえるように、開放・開館方法を工夫します。また、タブレット端末の活用が進んでいる昨今、個人のタブレット端末に情報提供できる情報センターとしての図書館の在り方を構築する必要があります。

ボランティア不足が進んでいるため、保護者等に周知・声掛けをして人員確保に努めます。

各学校の図書整理員の資質向上を進めるため、研修会への参加や情報交換などを行います。

第3章 読書活動の啓発と関係機関等の連携・協力

第1 読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動の大切さを様々な方法で引き続き周知・啓発していくために、町のホームページや広報、各機関におけるイベント、各機関が発行している通知等その時々合った方法を活用していきます。

そのことによって、読書が果たす役割を考えるきっかけを作ることができ、町内の各機関で行われる「子どもの読書活動」が同じ目的でつながり、町民全体で読書活動を推進する気運を高めることができると考えます。

第2 学校（図書館）、公共図書館、地域ボランティアの連携・協力

町立図書館と各学校、地域ボランティアとで情報交換に努める必要がありますが、まだ充分ではありません。

また、町立図書館が各学校へ読書活動や調べ学習のための団体貸出を行っていますが、まだ充分ではありません。それぞれの機関同士の一層の連携に努めます。

連携が図れることにより、それぞれが担うべき役割を果たすことにつながると考えます。

様々な立場の人たちが、子どもとの読書活動を通じて、子どもとともに多様な価値観を学ぶことが大切です。